|  |
| --- |
| 　令和６年度　指定障害福祉サービス事業者指導調書 |
| *（就労継続支援Ａ型）* |
| 事業所の名称 | 　 | 事業者(法人)の名称 | 　 |
| 事業所の所在地 | 　 | 法人代表者の職氏名 | 職名：　　　　　　　　氏名： |
|
| 連絡先ＴＥＬ | 　 | 管理者の氏名 | 氏名： |
| 連絡先ＦＡＸ | 　 | メールアドレス |  |
| 指定年月日（更新の場合は更新指定年月日） | 　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日 | 事業所指定番号 |  |
| ※記入及び提出に関する注意事項 |
| １　本調書には、運営指導対象事業の状況について、特に指定をされている場合を除き、運営指導実施日の属する月の前々月の状況を記入してください。 |
| 　　また、確認事項を自己点検の上、点検の状況等を自己点検欄に記入してください。 |
| ２．本調書と別添「指定障害福祉サービス事業所状況調査資料（就労継続支援Ａ型）」を、運営指導実施日の１４日前までに１部提出してください。作成された書類は郵送若しくは持参にて提出をお願いします。 |
|  |
| 記入者　　　職名：　　　　　　　　　氏名：　　　　　　　　　　　　　 記入年月日　　　　　　　　　　　 |

目　次

第１　　　基本方針

第２　　　人員に関する基準

第３　　　設備に関する基準

第４　　　運営に関する基準

第５　　　変更の届出等

　　第６　　　介護給付費等の算定及び取扱い

根拠法令

○法　･････････････････障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第23号）

○サービス基準省令　･･･障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

○サービス基準条例　･･･松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年12月19日松江市条例第91号）

○報酬告示　･･･････････障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）

〇留意事項通知　………障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）

| 第１　基本方針 |
| --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １　基本方針[関係書類]運営規程個別支援計画ケース記録運営規程個別支援計画ケース記録運営規程研修計画、研修実施記録虐待防止関係書類体制の整備をしていることが分かる書類運営規程個別支援計画ケース記録 | １　指定就労継続支援Ａ型事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定就労継続支援Ａ型を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定就労継続支援Ａ型を提供しているか。２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定就労継続支援Ａ型の提供に努めているか。３　指定就労継続支援Ａ型事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。４　指定就労継続支援Ａ型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら障害者総合支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）（規則）第6条の10第1号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。 | いる　・　いない　いる　・　いない　いる　・　いない　いる　・　いない　 | サービス基準省令第3条第1項サービス基準条例第4条第1項サービス基準省令第3条第2項サービス基準条例第4条第2項サービス基準省令第3条第3項サービス基準条例第4条第3項サービス基準省令第185条サービス基準条例第158条 |

| 第２　人員に関する基準 |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １　従業者の員　　数(１)職業指導員　　生活支援員［関係書類］勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業者の資格証勤務体制一覧表利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）【多機能型に関する特例】［関係書類］・勤務実績表・出勤簿（タイムカード）・資格証・勤務体制一覧表・利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績票等） | 指定就労継続支援A型事業所に置く従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。１　職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上となっているか。２　職業指導員の数は、指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに、１以上となっているか。３　生活支援員の数は、指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに、１以上となっているか。４　職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤となっているか。　（従業者の員数等に関する特例）　※利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所は、上記４にかかわらず該当事業所に置くべき従業者のうち１人以上のものを常勤としなければならない。（１）多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第2の1の(1)の④にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。（２）多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。）は、第2の1の(2)にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち平成18年9月厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」の二に定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所としてみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれに掲げる数とし、この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。①　利用者の数の合計が60以下　1以上②　利用者の数の合計が61以上　1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 | １．　適　・　否○常勤換算後の員数（　　　　　　　人）２　　適　・　否○職業指導員の員数（　　　　　　　人）３．　適　・　否○生活支援員の員数（　　　　　　　人）４．　適　・　否○常勤職員の員数　　・職業指導員（　　　　　　人）　　・生活支援員（　　　　　　人） | サービス基準省令第186条サービス基準条例第159条（特例）サービス基準省令第215条サービス基準条例第209条 |
| (２)サービス管理責任者［関係書類］勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績票等） | １　指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。　２　サービス管理責任者のうち、１人以上は常勤となっているか。 | １．□ア　利用者の数が60以下　　１以上　　□イ　利用者の数が61以上　　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上２．常勤のサービス管理責任者の人数（　　　　　　人） | サービス基準省令第186条サービス基準条例第159条 |
| (３)利用者数の算定[関係書類]利用者数（背筋利用者数）が分かる書類（利用者名簿等） | 利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。 | 前年度の平均利用者数（　　　　　　　　人） |  |
| サービス基準省令第186条サービス基準条例第159条 |
| (４)職務の専従[関係書類]従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等） | 　指定就労継続支援Ａ型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援Ａ型事業所の職務に従事する者となっているか。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。） | 　適　・　否 | サービス基準省令第186条サービス基準条例第159条 |
| ２　管理者［関係書類］管理者の雇用形態が分かる書類勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表 | 指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。（ただし、指定就労継続支援A型事業所の管理上支障がない場合は、当該指定就労継続支援A型事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定就労継続支援A型事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。） | 　　①管理者の兼務の有無　：　　有　・　無　　②兼務有りの場合　　　兼務職種（　　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第187条（第51条準用）サービス基準条例第160条（第52条準用） |
| ３　従たる事業所を設置する場合の特例[関係書類]勤務体制一覧表勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証利用者数（平均利用者数）が分かる書類（利用者名簿等）適宜必要と認める資料 | 主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。【経過措置】指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が、指定就労継続支援A型の事業を行う場合において、指定障害福祉サービス基準（平成18年厚生労働省第171号）の施行日において現に存する分場（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く）を指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援Ａ型事業所又は指定就労継続支援Ｂ型事業所と一体的に管理・運営を行う事業所として設置する場合については、当分の間、(3)の規定は適用しない。この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者（サービス管理責任者を除く）のうち１人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | 　　適　・　否　　適　・　否 | サービス基準省令第187条（第79条準用）サービス基準条例第160条（第81条準用） |

| 第３　設備に関する基準 |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １(１)設備［関係書類］平面図設備・備品等一覧表【多機能型に関する特例】［関係書類］・平面図・備品等一覧表【目視】 | 指定就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けているか。（ただし、相談室及び多目的室その他必要な設備については、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。） 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないように配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。 | １．　適　・　否　 | サービス基準省令第188条サービス基準条例第161条（特例）サービス基準省令第216条サービス基準条例第210条サービス基準省令第188条サービス基準条例第161条 |
| (２)訓練・作業室【目視】平面図設備・備品等一覧表 | １　訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。２　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。（ただし、訓練・作業室は、指定就労継続支援Ａ型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。） | １．　適　・　否２．　適　・　否 |
| (３)相談室【目視】 | 相談室は、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。 | 　　適　・　否 |
| (４)洗面所【目視】 | 洗面所は、利用者の特性に応じたものであるか。 | 　　適　・　否 |
| (５)便所【目視】 | 便所は、利用者の特性に応じたものであるか。 | 　　適　・　否 |
| (６)【目視】 | これらの設備は、専ら当該就労継続支援Ａ型事業所の用に供するものとなっているか。（ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。） | 　　適　・　否 |
| （経過措置）　多目的室の経過措置　[関係書類]適宜必要と認める資料 | 【経過措置】法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた指定特定身体障害者授産施設、旧精神障害者福祉ホーム（障害者総合支援法施行令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）、又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通勤寮（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）、において、指定就労継続支援Ａ型の事業をこなう場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、多目的室を設けないことができる。 |  | サービス基準省令附則第22条サービス基準条例附則第13条 |

| 第４　運営に関する基準 |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １　内容及び手続きの説明及び同意［関係書類］重要事項説明書利用契約書その他利用者に交付した書面重要事項説明書利用契約書 | １　指定就労継続支援A型事業者は、支給決定障害者等が指定就労継続支援A型の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該就労継続支援A型の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。２　指定就労継続支援A型事業者は、社会福祉法第77条（利用契約の成立時の書面の交付）の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 | 1. 文書交付の有無　有　・　無

同意の有無　　有　・　無①説明状況  　□ 全員に説明済み  　□ 一部未終了（未終了者　　　　人） 　□ 説明未済 　②重要事項説明書等への記載事項（運営規程の概要）　　□ 事業目的　　□ 運営方針　　□ 従業者職種・員数及び職務内容　　□ 営業日及び営業時間　　□ 利用定員　　□ 内容及び利用料その他の費用の額　　□ 生産活動に係る内容、賃金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間　□ 通常の事業実施地域　□ サービス利用の留意事項　　□ 緊急時の対応　　□ 非常災害対策　　□ 主たる対象とする障害の種類　　□ 虐待防止の措置　　　　（その他の重要事項）　　□ 従業者の勤務体制　 □ 事故発生時の対応□ 苦情処理体制□ 提供するサービスの第三者評価の実施状況２．①　適　・　否　②書面交付状況　　□ 全員に交付済み　　□ 一部未交付（未交付者　　　　　人）　　□ 未交付③記載事項　　□ 経営者の名称　　□ 主たる事務所の所在地　　□ 提供するサービスの内容　　□ 利用者が支払うべき額に係る事項　　□ サービス提供開始年月日　　□ 苦情受付窓口 | サービス基準省令第197条（第9条準用）サービス基準条例第171条（第10条準用） |
| ２　契約支給量の報告等［関係書類］受給者証の写し受給者証の写し契約内容報告書契約内容報告書受給者証の写し契約内容報告書 | １　指定就労継続支援A型事業所は、指定就労継続支援A型を提供するときは、当該指定就労継続支援A型の内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（１） 事業者は、サービスの提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、当該サービスの内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりのサービスの提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項を記載すること。（２） 当該契約に係るサービスの提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合は、当該月で既に提供したサービスの量を記載することとしたものである。２　契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。３　指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 　４　指定就労継続支援A型事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、上記１から３に準じて取り扱っているか。 | １．①記載状況　□　全員に記載済み　□　一部未記載（未記載者　　　　　　人）　□　未記載　　②記載事項　□　事業者及び事業所の名称　□　サービス内容　□　契約支給量　□　契約年月日２．　適　・　否３．　適　・　否４．　適　・　否 | サービス基準省令第197条（第10条準用）サービス基準条例第171条（第11条準用） |
| ３　提供拒否の禁　　止[関係書類]適宜必要と認める書類 | １　指定就労継続支援A型事業者は、正当な理由がなく指定就労継続支援A型の提供を拒んでいないか。特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 ※正当な理由に該当するもの　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合・居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合・主たる対象とする障害に該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な障害福祉サービスを提供することが困難な場合・入院治療が必要な場合 | 適　・　否　正当な理由により提供を拒否したことがある場合理由： | サービス基準省令第197条（第11条準用）サービス基準条例第171条（第12条準用） |
| ４　連絡調整に対する協力[関係書類]適宜必要と認める資料 | 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | 　適　・　否　 | サービス基準省令第197条（第12条準用）サービス基準条例第171条（第13条準用） |
| ５　サービス提供困難時の対応[関係書類]適宜必要と認める資料 | 　指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定就労継続支援A型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定就労継続支援A型事象者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第197条（第13条準用）サービス基準条例第171条（第14条準用） |
| ６　受給資格の確　　認［関係書類］受給者証の写し | 　指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。 | 　　　適　・　否 | サービス基準省令第197条（第14条準用）サービス基準条例第171条（第15条準用） |
| ７　訓練等給付費の支給の申請に係る援助[関係書類]適宜必要と認める資料 | １　指定就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。　２　指定就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第197条（第15条準用）サービス基準条例第171条（第16条準用） |
| ８　心身の状況等の把握［関係書類］アセスメント記録ケース記録 | 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 　適　・　否　　個人別記録への記載状況：　有　・　無 | サービス基準省令第197条（第16条準用）サービス基準条例第171条（第17条準用） |
| ９　指定障害福祉サービス事業者等との連携等[関係書類]個別支援計画ケース記録 | １　指定就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。２　指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否 | サービス基準省令第197条（第17条準用）サービス基準条例第171条（第18条準用） |
| 10　サービスの提供の記録［関係書類］サービス提供の記録 | １　指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型を提供した際は、当該指定就労継続支援A型の提供日、内容その他必要な事項を、指定就労継続支援A型の提供の都度、記録しているか。２　指定就労継続支援A型事業者は、上記１の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定就労継続支援A型を提供したことについて確認を受けているか。 | １．　適　・　否記録すべき内容　□ 提供日　□ サービスの具体的内容　□ 利用者負担額　等２．　適　・　否 | サービス基準省令第197条（第19条準用）サービス基準条例第171条（第20条準用） |
| 11　指定就労継続支援A型事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等［関係書類］適宜必要と認める資料 | １　指定就労継続支援A型事業者が、指定就労継続支援A型を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えない。(1)指定就労継続支援Ａ型のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。(2)利用者等に求める金額、その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。２　上記１の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。（ただし、(１２)の１から３までに掲げる支払については、この限りでない。） | 1. 適　・　否

徴収する費用(・ )(・ )(・ )　２．書面交付状況  □ 契約書  □ 同意書  □ 口頭同意のみ  □ その他（　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第197条（第20条準用）サービス基準条例第171条（第21条準用） |
| 12 利用者負担額等の受領［関係書類］請求書領収書重要事項説明書 | １　指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型を提供した際は、支給決定障害者から当該指定就労継続支援A型に係る利用者負担額の支払を受けているか。２　指定就労継続支援A型事業者は、法定代理受領を行わない指定就労継続支援A型を提供した際は、支給決定障害者から当該指定就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。３　指定就労継続支援A型事業者は、１及び２の支払を受ける額のほか、指定就労継続支援A型において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。①　食事の提供に要する費用（次のイ又はロに定めるところによる）イ　食材料費及び調理等に係る費用に相当する額ロ　事業所等に通う者等のうち、障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあっては、その配偶者に限る。）の所得割の額を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあっては、16万円未満）であるもの又は同令第17条第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額②　日用品費③　①及び②のほか、指定就労継続支援Ａ型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの４　指定就労継続支援A型事業者は、１から３までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。５　指定就労継続支援A型事業者は、３の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし３．　適　・　否　・　該当なし４．　適　・　否　・　該当なし５．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第197条（第159条準用）サービス基準条例第171条（第128条準用） |
| 13　利用者負担額に係る管理［関係書類］適宜必要と認める資料 | １　指定就労継続支援A型事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定就労継続支援A型事業者が提供する労継続支援A型及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該労継続支援A型及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該労継続支援A型及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。２　この場合において、当該指定就労継続支援A型事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第197条（第22条準用）サービス基準条例第171条（第23条準用） |
| 14　訓練等給付費の額に係る通知等［関係書類］通知書の写しサービス提供証 | １　指定就労継続支援A型事業者は、法定代理受領により市町村から指定就労継続支援A型に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。　２　指定就労継続支援A型事業者は、法定代理受領を行わない指定就労継続支援A型に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定就労継続支援A型の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。　 | １．①通知状況　□ 全員に通知済み　□ 一部未通知（未通知人数　　　　　人）　□ 未通知　□ 該当なし　　②利用者等への通知の控え：　有　・　無２．交付状況　□ 全員に交付済み　□ 一部未交付（未交付人数　　　　　人）　□ 未通知　□ 該当なし | サービス基準省令第197条（第23条準用）サービス基準条例第171条（第24条準用） |
| 15　指定就労継続支援A型の取扱方針［関係書類］適宜必要と認める資料個別支援計画サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類 | １　指定就労継続支援Ａ型事業者は、就労継続支援Ａ型計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定就労継続支援A型の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう利用者の意思決定の支援に配慮しているか。３　指定就労継続支援Ａ型事業者の従業者は、指定就労継続支援Ａ型の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。　※「支援上必要な事項」　･･･　個別支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含む。４　指定就労継続支援Ａ型事業者は、その提供する指定就労継続支援Ａ型の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。　※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者は、自らその提供する指定障害福祉サービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する事業者としての質の改善を図らなければならない。 | １．　適　・　否２．　適　・　否３．　適　・　否４．評価方法 　□ 自己点検  □ 内部に評価委員会を設置 　□ 第三者評価の実施 　□ 従業員等による検討会の設置 □　その他（　　　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第197条（第57条準用）サービス基準条例第171条（第59条準用） |
| 16　就労継続支援A型計画の作成等［関係書類］個別支援計画サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類アセスメントを実施したことが分かる記録アセスメントを実施したことが分かる記録面接記録個別支援計画の原案他サービスとの連携状況が分かる書類サービス担当者会議の記録個別支援計画利用者に交付した記録個別支援計画個別支援計画アセスメント及びモニタリングに関する記録モニタリング記録面接記録２から８に掲げる確認資料 | １　指定就労継続支援Ａ型事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定就労継続支援Ａ型に係る個別支援計画（就労継続支援Ａ型計画）の作成に関する業務を担当させているか。。２　サービス管理責任者は就労継続支援A型計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。３　アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。４　アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。５　サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援Ａ型の目標及びその達成時期、就労継続支援Ａ型を提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援Ａ型計画の原案を作成しているか。この場合において、指定就労継続支援Ａ型事業所が提供する就労継続支援Ａ型以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて就労継続支援Ａ型計画の原案に位置付けるよう努めているか。６　サービス管理責任者は、就労継続支援Ａ型計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、就労継続支援Ａ型計画の原案の内容について意見を求めているか。７　サービス管理責任者は、就労継続支援Ａ型計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。８　サービス管理責任者は、就労継続支援Ａ型計画を作成した際には、当該就労継続支援Ａ型計画を利用者及び指定特定相談事業者等に交付しているか。９　サービス管理責任者は、就労継続支援Ａ型計画の作成後、就労継続支援Ａ型計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも６月に１回以就労継続支援Ａ型計画の見直しを行い、必要に応じて当該就労継続支援Ａ型計画の変更を行っているか。10　サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。　　ア　定期的に利用者に面接すること。　　イ　定期的にモニタリングの結果を記録すること。11　就労継続支援Ａ型計画に変更のあった場合、２から８に準じて取り扱っているか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否３．　適　・　否４．　適　・　否５．個別支援計画記載事項　□　利用者及びその家族の生活に対する意向　□　総合的な支援の方針　□　生活全般の質を向上させるための課題　□　指定障害福祉サービスの目標及びその達成時期　□　当該サービスを提供する上での留意事項等　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　）６．会議の参加者　□　管理者　□　サービス管理責任者　□　担当職業指導員、生活指導員　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　）７．説明・同意状況　□　全員説明、同意済み　□　一部未説明、同意（未説明、同意人数　　　　　人）　□　未説明、同意８．①交付状況　　□ 全員交付済み　　□ 一部未交付（未交付人数　　　　　　人）　　□ 未交付　②家族への説明方法　　□ 家庭訪問　　□ 電 話　　□ 資料郵送のみ　　□ その他（ 　　　　　　　　）９．計画見直しの頻度：　　　　ヵ月に１回10．利用者との面接の頻度：　　　　　ヵ月に１回　　利用者の家族との連絡、面接の頻度：　　　　　ヵ月に１回 モニタリングの記録の有無：有・無11．　適　・　否 | サービス基準省令第197条（第58条準用）サービス基準条例第171条（第60条準用） |
| 17　サービス管理責任者の責務［関係書類］個別支援計画アセスメント及びモニタリングに関する記録サービス提供の記録他の従業者に指導及び助言した記録適宜必要と認める資料 | １ サービス管理責任者は、就労継続支援Ａ型計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。(１)　利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労継続支援Ａ型事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。(２)　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。(３)　他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。２　サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。 | (１)．　適　・　否(２)．　適　・　否(３)．技術適指導及び助言の方法　□　現場にて指導、助言　□　定例的な実習の開催（　　　ヵ月に１回）　□　定期的に従業者との面接を実施（　　　　ヵ月に１回）　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）２．　適　・　否 | サービス基準省令第197条（第59条準用）サービス基準条例第171条（第61条準用） |
| 18　相談及び援助［関係書類］適宜必要と認める資料 | 指定就労継続支援Ａ型事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | 把握方法 | サービス基準省令第197条（第60条準用）サービス基準条例第171条（第62条準用） |
| 19　訓練［関係書類］適宜必要と認める資料 | １　指定就労継続支援Ａ型事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。３　指定就労継続支援Ａ型事業者は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか。４　指定就労継続支援Ａ型事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定就労継続支援Ａ型事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否３．　適　・　否４．　適　・　否 | サービス基準省令第197条（第160条準用）サービス基準条例第171条（第129条準用） |
| 20　実施主体［関係書類］適宜必要と認める資料 | １　指定就労移行支援Ａ型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援Ａ型事業者は専ら社会福祉事業を行う者となっているか２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に規定する子会社以外の者となっているか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否 | サービス基準省令第189条サービス基準条例第162条 |
| 21　雇用契約の締結等［関係書類］適宜必要と認める資料 | １　指定就労継続支援Ａ型事業者は、指定就労継続支援Ａ型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しているか。２　１の規定にかかわらず、指定就労継続支援Ａ型事業者（多機能型により指定就労継続支援Ｂ型の事業を一体的に行う者を除く。）は、雇用契約を締結せずに指定就労継続支援Ａ型を提供することのできる規則第6条の10第2号に規定する者に対して、指定就労継続支援Ａ型を提供しているか。 | １．締結状況　□　全員締結済み　□　一部未締結（未締結人数　　　　　　人）　□　未締結２．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第190条サービス基準条例第163条 |
| 22　就労［関係書類］適宜必要と認める資料賃金の水準を高めていることが分かる書類（ケース記録等） | １　指定就労継続支援Ａ型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めているか。２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。３　指定就労継続支援Ａ型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしているか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否３．　適　・　否 | サービス基準省令第191条サービス基準条例第164条 |
| 23　賃金及び工賃［関係書類］賃金・工賃の水準を高めていることが分かる書類（ケース記録等）工賃支払記録工賃支給規程就労支援事業に関する会計書類（出納簿等工賃平均額が分かる書類（１年間の工賃支払総額、１か月の工賃支払対象者延べ人数等）支払元の収入が分かる会計書類 | １　指定就労継続支援Ａ型事業者は、21の１の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めているか。２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となっているか。３　指定就労継続支援Ａ型事業者は、21の2の規定による利用者（雇用契約を締結していない利用者）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。４　指定就労継続支援Ａ型事業者は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、３の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めているか。５　3の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月あたりの工賃の平均額は、3,000円を下回っていないか。 　６　賃金及び第３項に規定する工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充てていないか。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。 | １．　適　・　否２．　適　・　否３．　適　・　否　・　該当なし４．　適　・　否　・　該当なし５．昨年度の平均工賃月額（　　　　　　　円）６．　適　・　否 | サービス基準省令第192条サービス基準条例第165条 |
| 24　実習の実施［関係書類］適宜必要と認める資料 | １　指定就労継続支援Ａ型事業者は、利用者が個別支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受け入れ先の確保に努めているか。　２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、１の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適正を踏まえて行うよう努めているか。 | １．　適　・　否　実習先企業名等（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）２．　適　・　否 | サービス基準省令第193条サービス基準条例第166条 |
| 25　求職活動の支援等の実施［関係書類］適宜必要と認める資料 | １　指定就労継続支援Ａ型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めているか。。２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。 | １．　適　・　否1. 適　・　否
 | サービス基準省令第194条サービス基準条例第167条 |
| 26　職場への定着のための支援等の実施［関係書類］適宜必要と認める資料 | １　指定就労継続支援Ａ型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、１の定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行っているか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否 | サービス基準省令第195条サービス基準条例第168条 |
| 27　利用者及び従業者以外の者の雇用［関係書類］適宜必要と認める資料 | 　指定就労継続支援Ａ型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援Ａ型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次のそれぞれに掲げる利用定員の区分に応じ、当該それぞれに定める数を超えて雇用していないか。　　①　利用定員が10人以上20人以下　　　　利用定員に100分の50を乗じて得た数　　②　利用定員が21人以上30人以下　　　　10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数　　③　利用定員が31人以上　　　　12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数（経過措置）　指定障害福祉サービス基準の施行日において現に存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設のうち厚生労働大臣が定めるもの、精神障害者授産施設のうち厚生労働大臣が定めるもの又は知的障害者授産施設のうち厚生労働大臣が定めるもの（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において、指定就労継続支援Ａ型を行う場合については、27の基準を満たすための計画を提出したときには、当分の間、27の規定は適用しない。 | 利用者及び従業者以外の雇用人数（　　　　　　人） | サービス基準省令第196条サービス基準条例第169条サービス基準省令附則第21条 |
| 28　食事［関係書類］適宜必要と認める資料 | １　指定就労継続支援Ａ型事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得ているか。２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため必要な栄養管理を行っているか。３　調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。４　指定就労継続支援Ａ型事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定就労継続支援Ａ型事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。 | １　適　・　否　・　該当なし２　適　・　否３　適　・　否４　適　・　否 | サービス基準省令第197条（第86条準用）サービス基準条例第171条（第88条準用） |
| 29　健康管理［関係書類］適宜必要と認める資料 | 指定就労継続支援Ａ型事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。  | 適　・　否 | サービス基準省令第197条（第87条準用）サービス基準条例第171条（第89条準用） |
| 30　緊急時の対応［関係書類］緊急時対応マニュアルケース記録事故等の対応記録 | 従業者は、現に指定就労継続支援Ａ型の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | 適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第197条（第28条準用）サービス基準条例第171条（第29条準用） |
| 31　支給決定障害者に関する市町村への通知［関係書類］適宜必要と認める資料 | 　指定就労継続支援Ａ型事業者は、当該就労継続支援Ａ型を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。　　　(1)正当な理由なしに就労継続支援Ａ型の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。　　　(2)偽りその他不正な行為によって訓練等給付費等又は特例訓練等給付費等を受け、又は受けようとしたとき。 | 適　・　否　・該当なし | サービス基準省令第197条（第88条準用）サービス基準条例第171条（第90条準用）  |
| 32　管理者の責務［関係書類］適宜必要と認める資料 | １　指定就労継続支援Ａ型事業者の管理者は、当該就労継続支援Ａ型事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。２　指定就労継続支援Ａ型事業者の管理者は、当該就労継続支援Ａ型事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | 1. 適　・　否
2. 適　・　否

指揮命令の伝達方法　□　朝礼　□　定例会議　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第197条（第66条準用）サービス基準条例第171条（第68条準用） |
| 33　運営規程［関係書類］運営規程 | １　指定就労継続支援Ａ型事業者は、当該就労継続支援Ａ型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。　１　事業の目的及び運営の方針　２　従業者の職種、員数及び職務の内容　３　営業日及び営業時間　４　利用定員　５　指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額　６　指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び23の３に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間　７　通常の事業の実施地域　８　サービスの利用に当たっての留意事項　９　緊急時等における対応方法　10　非常災害対策　11　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類　12　虐待の防止のための措置に関する事項　13　その他運営に関する重要事項※指定申請時から運営規程が変更されていないか。変更されている場合は、市に変更届の提出が必要。 | １．重要事項の記載状況　□　事業の目的及び運営の方針　□　従業者の職種、員数及び職務の内容　□　営業日及び営業時間　□　利用定員　□　指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額　□　指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間　□　通常の事業の実施地域　□　サービスの利用に当たっての留意事項　□　緊急時等における対応方法　□　非常災害対策　□　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類　□　虐待の防止のための措置に関する事項　□　その他運営に関する重要事項□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第196条の2サービス基準条例第170条 |
| 34　厚生労働大臣が定める事項の評価等〔関係資料〕公表している自己評価結果 | 　指定就労継続支援Ａ型事業者は、指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他当該指定就労継続支援Ａ型事業所の運営状況に関し必要な事項として令和3年厚生労働省告示第88号「厚生労働大臣が定める事項及び評価方法」で定める事項（労働時間、生産活動、多様な働き方、支援力向上のための取組、地域連携活動）について、同告示の厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しているか。 | 適　・　否公表方法（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）公表月　　令和　　年　　月 | サービス基準省令第196条の3サービス基準条例第170条の2 |
| 35　勤務体制の確保等［関係書類］従業者の勤務表勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類研修計画、研修実施記録就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類 | １　指定就労継続支援Ａ型事業者は、利用者に対し、適切な指定就労継続支援Ａ型を提供できるよう、指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表（生活支援員等の勤務体制を指定障害福祉サービスの単位等により２以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。　２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに、当該指指定就労継続支援Ａ型事業所の従業者によって指定就労継続支援Ａ型を提供しているか。（ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。）※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　調理業務、洗濯等の利用者に対するサービス提供に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等可。３　指定就労継続支援Ａ型事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。４　指定就労継続支援Ａ型事業者は、適切な指定就労継続支援Ａ型の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | １．　適　・　否勤務表の作成　　有　・　無　２．　適　・　否雇用契約書の締結　　有　・　無第三者への委託の有無　有　・　無1. 適　・　否

４．　適　・　否 | サービス基準省令第197条（第68条準用）サービス基準条例第171条（第70条準用） |
| 36　業務継続計画の策定等［関係資料］業務継続計画研修及び訓練を実施たことがわかる書類業務継続計画を見直した事が分かる書類 | 【令和６年４月１日から義務化】１　指定就労継続支援Ａ型事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定就労継続支援Ａ型の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。３　指定就労継続支援Ａ型事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否３．　適　・　否 | サービス基準省令第197条（第33条の2準用）サービス基準条例第171条（第34条の2準用） |
| 37　定員の遵守［関係資料］運営規程利用者数が分かる書類（利用者名簿等） | 　指定就労継続支援Ａ型事業者は、利用定員を超えて指定障害福祉サービスの提供を行っていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。  | 適　・　否  | サービス基準省令第197条（第69条準用）サービス基準条例第171条（第71条準用） |
| 38　非常災害対策［関係書類］非常火災時対応マニュアル（対応計画）運営規程通報・連絡体制消防用設備点検の記録避難訓練の記録消防署への届出地域住民が訓練に参加していることが分かる書類 | １　指定就労継続支援Ａ型事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 ３　指定就労継続支援Ａ型事業者は、２の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 | １．適　・　否２．避難訓練：年　　　回　□　火災　□　地震　□　その他（　　　　　　　　　）３．適　・　否 | サービス基準省令第197条（第70条準用）サービス基準条例第171条（第72条準用） |
| 39　衛生管理等［関係資料］衛生管理に関する書類委員会議事録感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針研修及び訓練を実施したことが分かる書類 | １　指定就労継続支援Ａ型事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。【令和６年４月1日から義務化】２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、指定就労継続支援Ａ型事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講じているか。(1)　当該指定就労継続支援Ａ型事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。(2)　当該指定就労継続支援Ａ型事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。(3)　当該指定就労継続支援Ａ型事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しているか。 | １．　適　・　否２．　適　・　否２－（１）　適　・　否２－（２）　適　・　否２－（３）　適　・　否 | サービス基準省令第197条（第90条準用）サービス基準条例第171条（第92条準用） |
| 40　協力医療機関［関係書類］適宜必要と認める資料 | 　指定就労継続支援Ａ型事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。※協力医療機関は、指定就労継続支援Ａ型事業所から近距離にあることが望ましい | 協力医療機関名（　　　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第197条（第91条準用）サービス基準条例第171条（第93条準用） |
| 41　掲示［関係書類］事業所の掲示物又は備え付け閲覧物 | 　指定就労継続支援Ａ型事業者は、指定就労継続支援Ａ型事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定就労継続支援Ａ型事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定就労継続支援Ａ型事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。 | 掲示状況　□　運営規程の概要　□　従業者の勤務体制　□　事故発生時の対応□　苦情処理の体制□　提供するサービスの第三者評価の実施状況□　協力医療機関　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第197条（第92条準用）サービス基準条例第171条（第94条準用） |
| 42　身体拘束等の禁止［関係書類］個別支援計画身体拘束等に関する書類身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等）委員会議事録身体拘束等の適正化のための指針研修を実施したことが分かる書類 | １　指定就労継続支援Ａ型事業者は、指定就労継続支援Ａ型の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等という。）を行っていないか。２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。【令和4年4月1日から義務化】３　指定就労継続支援Ａ型事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。（２）身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。（３）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。 | １．身体拘束の有無：（有　・　無）２．記録の有無：（有　・　無）記録状況　□　態様及び時間　□　その際の利用者の心身の状況　□　やむを得ない理由　□　その他（　　　　　　　　　　　）（１）いる　・いない（２）いる・いない「身体拘束等の適正化のための指針」□事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方□身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項□身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針□事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針□身体拘束等発生時の対応に関する基本方針□ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針□その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針（３）いる・いない | サービス基準省令第197条（第35条の2準用）サービス基準条例第171条（第36条の2準用） |
| 43　秘密保持［関係書類］従業者及び管理者の秘密保持誓約書その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）個人情報同意書 | １　指定就労継続支援Ａ型事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。　３　指定就労継続支援Ａ型事業者は、他の事業者等に対して、利用者又は その家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | １．適　・　否２．措置方法　□ 雇用契約書　□ 誓約書　□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）３．同意文書の状況 □ 契約書  □ 重要事項説明書に添付 □ 同意書  □ その他（　　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第197条（第36条準用）サービス基準条例第171条（第37条準用） |
| 44　情報の提供等［関係書類］情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット）　　　　　　　　　事業者のＨＰ画面パンフレット | １　指定就労継続支援Ａ型事業者は、指定就労継続支援Ａ型を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定就労継続支援Ａ型事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。　２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、指定就労継続支援Ａ型事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | １．情報提供方法　□ ホームページの作成　□ 広告の作成　□ その他（　　　　　　　　　　　　）２．　適　・　否 | サービス基準省令第197条（第37条準用）サービス基準条例第171条（第38条準用） |
| 45　利益供与等の禁止［関係書類］適宜必要と認める資料 | １　指定就労継続支援Ａ型事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定就労継続支援Ａ型事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。３　指定就労継続支援Ａ型事業者は、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を行っていないか。具体的には、「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」、「障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」、「障害福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む。）に伴い利用者に祝い金を授与すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」などがあげられる。 | １．　適　・　否２．　適　・　否３．　適　・　否 | サービス基準省令第197条（第38条準用）サービス基準条例第171条（第39条準用） |
| 46　苦情解決［関係書類］苦情受付簿重要事項説明書契約書事業所の掲示物苦情者への対応記録苦情対応マニュアル都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類市等への運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料報告書 | １　指定就労継続支援Ａ型事業者は、提供した指定就労継続支援Ａ型に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。　※具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するために講ずる措置の概要について、利用申込者にサービス内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。３　指定就労継続支援Ａ型事業者は、その提供した指定就労継続支援Ａ型に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労継続支援Ａ型事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。４　指定就労継続支援Ａ型事業者は、その提供した指定就労継続支援Ａ型に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは、就労継続支援Ａ型の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。５　指定就労継続支援Ａ型事業者は、その提供した指定就労継続支援Ａ型に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。６　指定就労継続支援Ａ型事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、３から５までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。７　指定就労継続支援Ａ型事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか | １．措置状況　□ 相談窓口の設置　□ 説明文書の交付□ 事業所内の掲示□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ※苦情処理の体制　○苦情解決責任者　　　　　　　　　　　　　　　○苦情受付担当者　　　　　　　　　　　　　　○第三者委員の設置：人数　　　　　　人　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　職業・役職等　　　　　　　　　　　２．苦情受付状況　○苦情受付件数（前年度）　　件（今年度）　　　件　○記録作成：　有　・　無　○解決結果の公表：　有　・　無　○公表方法：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　３．　適　・　否　・　該当なし４．　適　・　否　・　該当なし５．　適　・　否　・　該当なし６．　適　・　否　・　該当なし７．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第197条（第39条準用）サービス基準条例第171条（第40条準用） |
| 47　事故発生時の対応［関係書類］事故対応マニュアル市町村、家族等への報告記録事故の対応記録ヒヤリハットの記録事故の対応記録ヒヤリハットの記録 | １　指定就労継続支援Ａ型事業者は、利用者に対する指定就労継続支援Ａ型の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。　２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。３　指定就労継続支援Ａ型事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | １．適　・　否　・　該当なし発生状況事例：（前年度）　　　件（今年度）　　　　件□ AEDの設置□ 救命講習等の受講２．　適　・　否　・　該当なし３．損害賠償保険への加入：　有　・　無 | サービス基準省令第197条（第40条準用）サービス基準条例第171条（第41条準用） |
| 48　虐待の防止［関係書類］委員会議事録研修を実施したことが分かる書類担当者を配置していることが分かる書類 | 【令和4年4月1日から義務化】１　指定就労継続支援Ａ型事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。(1)　当該指定就労継続支援Ａ型事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。(2)　当該指定就労継続支援Ａ型事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。(3)　(1)及び(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | 適　・　否　措置の状況□虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催及びその結果についての従業者への周知□虐待の防止のための研修の実施□措置を適切に実施するための担当者の配置　（担当者名：　　　　　　　　　　　） | サービス基準省令第197条（第40条の2準用）サービス基準条例第171条（第41条の2準用） |
| 49　会計の区分［関係書類］収支予算書・決算書等の会計書類 | 指定就労継続支援Ａ型事業者は、指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに経理を区分するとともに、指定就労継続支援Ａ型の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。　 | 適　・　否 | サービス基準省令第197条（第41条準用）サービス基準条例第171条（第42条準用） |
| 50　地域との連携　　等［関係書類］適宜必要と認める資料 | 　指定就労継続支援Ａ型事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | 地域住民との交流の機会（事業所主催の夏祭りへの招待　等） | サービス基準省令第197条（第74条準用）サービス基準条例第171条（第76条準用） |
| 51　記録の整備［関係書類］職員名簿設備・備品台帳帳簿等の会計書類右記①から⑥までの書類 | １　指定就労継続支援Ａ型事業者は、従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しているか。２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、利用者に対する指定就労継続支援Ａ型の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労継続支援Ａ型を提供した日から５年間保存しているか。①　就労継続支援Ａ型計画②　サービスの提供の記録③　支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録④　身体拘束等の記録⑤　苦情の内容等の記録⑥　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | １　文書による整備状況　□　従業者に関する記録　□　設備、備品に関する記録　□　会計に関する記録２　整備状況（保存期間）　□個別支援計画（　　年）　□サービス提供の記録（　　年）□支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録（　　年）　□身体拘束等の記録（　　年）　□苦情の内容等の記録（　　年）　□事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録（　　年） | サービス基準省令第197条（第75条準用）サービス基準条例第171条（第77条準用） |
| 52 電磁的記録等 | １　指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（２の１の受給者証記載事項又は６の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び２に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。２　指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。 | １．　適　・　否　・　該当なし２．　適　・　否　・　該当なし | サービス基準省令第224条サービス基準条例第216条 |

| 第５　変更の届出等 |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
|  | １　当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。２　当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときはその廃止または休止の日の一月前までにその旨を市長に届け出ているか。 | １．　適　 ・　 否　・　該当なし　変更届事項□　事業所の名称及び所在地□　申請者の名称、主たる事務所の所在地、その代表者の氏名、生年月日、住所及び職名□　定款、寄附行為、登記事項証明書、条例等□　事業所の平面図及び設備の概要□　事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴□　運営規程□　協力医療機関の名称、診療科名、協力医療機関との契約の内容２．　適　 ・　 否　・　該当なし | 法第46条施行規則第34条の23 |

| 第６　介護給付費等の算定及び取扱い |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認事項 | 自己点検 | 根拠法令 |
| １　基本事項［関係書類］体制等状況一覧表当初加算の届出書等 | １　指定就労継続支援Ａ型に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第13により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。　　　　　　　　　　　　　　　　（ただし、その額が現に当該指定就労継続支援Ａ型に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定就労継続支援Ａ型に要した費用の額となっているか。）２　1の規定により、指定就労継続支援Ａ型に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。　※（計算例）居宅介護（居宅における身体介護１時間以上1時間30分未満で587 単位）・基礎研修課程修了者の場合　所定単位の70%587×0.70＝410.9 → 411 単位・基礎研修課程修了者で深夜の場合411×1.5＝616.5→ 617単位※587×0.70×1.5＝616.35として四捨五入するのではない。　 | １．　適　・　否２．　適　・　否 | 報酬告示第一報酬告示第二留意事項通知第二 |
| ２　就労継続支援Ａ型サービス費【関係書類】体制等状況一覧表当初加算の届出書等定員超過利用減算サービス提供職員欠如減算サービス管理責任者欠如減算個別支援計画未作成減算自己評価未公表減算情報公表未報告減算業務継続計画未策定減算身体拘束廃止未実施減算虐待防止措置未実施減算障害福祉サービス種類相互の算定関係複数の減算事由に該当する場合の取扱い | １　就労継続支援Ａ型サービス費（Ⅰ）～（Ⅱ）（１）専ら通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である65歳未満のもの若しくは65歳以上の者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援Ａ型に係る支給決定を受けていたものに限る。）、年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち、適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるもの又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要よするものに対して、第１の４に規定する指定就労継続支援Ａ型を行った場合に、所定単位数を算定しているか。（２）就労継続支援Ａ型サービス費（Ⅰ）については、指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設（指定就労継続支援Ａ型事業所等）（平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の五の二のイに定める基準に適合するものとして、都道府県知事に届け出たものに限る。）において、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、利用定員及び都道府県知事に届け出た1日の評価点（厚生労働大臣が定める事項及び評価方法の規定により算出される評価点をいう。）に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 　　ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援Ａ型事業所等（平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十三のイに定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。）の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。（３）就労継続支援Ａ型サービス費（Ⅱ）については、(2)に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所等以外の指定就労継続支援Ａ型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、利用定員及び都道府県知事に届け出た評価点に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、(2)に規定する指定就労継続支援Ａ型事業所等以外の地方公共団体が設置する指定就労継続支援Ａ型事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。（４）(2)及び(3)の算定に当たって、指定就労継続支援A型事業所等が新規に指定を受けた日から1年間は、当該指定就労継続支援A型事業所等の評価点が80点以上105点未満である場合とみなして、1日につき所定単位数を算定しているか。（５）(2)及び(3)の算定に当たって、下記の①～④までのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。①定員超過の場合【定員超過利用減算】次のいずれかに該当する場合、所定単位数（各種加算がなされる前）の100分の70ア　１日の利用者数が次のいずれかに該当する場合（当該１日について利用者全員に減算）1. 利用定員50人以下の事業所等

利用定員に100分の150を乗じた数を超える場合1. 利用定員51人以上の事業所等

利用定員から50を控除した数に100分の125を乗じた数に75を加えた数を超える場合イ　過去３ヶ月間の利用者の数の利用者の延べ数が次のいずれかに該当（当該１月間について利用者全員に減算）①　利用定員が11人以下の事業所等利用定員に３を加えた数に開所日数を乗じて得た数を超える場合②　利用定員が12人以上の事業所等利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合　　　　※定員超過の算定の際の利用者数　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　上記の利用者数の算定に当たっては、次の１～３までに該当する利用者を除くことができる。　　１　身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は児童福祉法により市町村の措置による利用者　　２　「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害者の入所施設等への受入について」（平18年4月3日付け障障発第0403004号）により定員の枠外として取り扱われる入所者　　３　災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取り扱われる入所者②ア　人員欠如の場合【サービス提供職員欠如減算】　生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員及び世話人の欠如について□減算が適用される月から３月未満の月については、所定単位数の100 分の70 とする。□減算が適用される月から連続して３月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではない。２　人員基準上必要とされる員数から１割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。　　また、人員基準上必要とされる員数から１割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）３　常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）イ　サービス管理責任者の人員欠如について【サービス管理責任者欠如減算】　□減算が適用される月から５月未満の月については、所定単位数の100 分の70 □減算が適用される月から連続して５月以上の月については、所定単位数の100 分の50※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではない。２　その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）３　常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算。③個別支援計画が作成されていない場合【個別支援計画未作成減算】□作成されていない期間が3月未満の場合　　　　　　所定単位数の100分の70□作成されていない期間が3月以上の場合　　　　　　所定単位数の100分の50　　※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　個別支援計画の作成が適切に行われていない場合には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算　　　ア　サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない。イ　個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。④指定就労継続支援Ａ型等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第196条の3又は指定障害者支援施設基準付則第13条の3に規定する基準に適合するものとして都道府県知事に届け出ていない場合　□届け出をしていない場合　所定単位数の100分の85（６）情報公表サービス等情報に係る報告が適切に行われていない場合【情報公表未報告減算】（令和６年４月１日から適用）　　 □所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算。※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　障害者総合支援法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌日から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算する。（７）業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない場合【業務継続計画未策定減算】（令和６年４月１日から適用）　　 □所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合（感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合）に、その翌日から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算する。　　【経過措置】　　　令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。（８）身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合【身体拘束廃止未実施減算】（令和５年４月１日から適用）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　①やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに　緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない場合③身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合④身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない場合※具体的な取扱い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　①から④に掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められたつきまでの間、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位を減算。（９）虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合【虐待防止措置未実施減算】（令和６年４月１日から適用）□所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。※具体的な取扱い以下のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに計画を市長等に提出した後、事実が生じた月から後に改善計画に基づく改善状況を市長等に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算する。ア　虐待防止委員会を定期的に開催し 、その結果について従業者に周知徹底を図ること 。イ　従業者に対し 、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること 。ウ　上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと 。※複数の減算事由に該当する場合であっても、利用者全員について、所定単位数の100分の１に　　相当する単位数から減算する。　　（１０）利用者が就労継続支援Ａ型以外の障害福祉サービスを受けている間に、就労継続支援Ａ型サービス費を算定していないか。　　※　介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できない。例えば、日中活動サービス（生活介護、自立訓練（機能）、自立訓練（生活）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型）を受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきであることから、居宅介護の所定単位数は算定できない。　　　また、日中活動サービスの報酬については、１日当たりの支援に係る費用を包括的に評価していることから、日中活動サービスの報酬を算定した場合には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。（１１）複数の減算事由に該当する場合の取扱い　　　　原則として、それぞれ減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して減算を行うこと※指定就労継続支援事業所とは別の場所での支援における報酬の算定　　　　　　　　　　　　　　指定就労継続支援事業所のほか、次の１、２の支援（事業所とは別の場所での支援）についても、一定の要件のもと報酬の算定が可能である。　１　施設外支援　２　施設外就労　１、２の内容及び報酬の算定は下記留意事項のとおり。※留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　施設外支援（対象サービス：就労移行支援、就労継続支援Ａ・Ｂ）　事業所とは別の場所で行われる企業実習等への支援については、次の要件を全て満たす場合に限り、1年間に180日を限度として報酬の算定が可能。　(1) 要件　　ア　施設外支援が、運営規程に位置づけられていること　　イ　施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置づけられ、1週間毎に個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行が認められること。　　ウ　利用者又は実習受入事業者等から、当該施設外支援期間中の利用者の状況について聞き取りを行うことにより、日報が作成されていること。　　エ　施設外支援の提供期間中における緊急時の対応ができること　(2) 報酬の算定期間　　・「1年間」：4月1日から3月31日までの期間　　・「180日」：利用者が実際に利用した日数の合計数（特例の場合、当該期限を超えて可能）　(3) その他　　居宅において就労継続支援Ａ型及び就労継続支援Ａ型を利用する場合は対象外２　施設外就労（対象サービス：就労移行支援、就労継続支援Ａ・Ｂ）について利用者と職員とがユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で実施する施設外就労については、次の要件を全て満たす場合に、報酬の算定が可能。(1) 施設外就労の最低定員及び上限　施設外就労１ユニット当たり最低定員１人（施設外就労の総数は利用定員の100分の70以下）。(2) 施設外就労の職員配置　本事業を実施する１ユニット当たりの利用定員につき、各事業の常勤換算方法に基づく職員を配置すること。　　 (3) 利用定員の取扱　　　　　施設外就労により就労している者と同数の者を主たる事業所の利用者として新たに受け入れることが可能。(4) 報酬の適用単価　　　　　主たる事業所の利用定員に基づく報酬単価を適用。(5) その他・　施設外就労先の企業と請負作業に関する契約を締結する。。* 施設外就労を運営規程へ明記し、施設外就労についての規則を設けるとともに、対象者は事前に個別支援計画に規定する。
* 施設外就労に関する実績を、毎月の報酬請求にあわせて提出する。
* 施設外就労に随行する支援員は、就労先企業の協力の下、以下の業務を行う。

　　　　　　ア　事業の対象となる障害者の作業程度、意向、能力等の把握　　　　　　イ　施設外就労先の企業における作業実施に向けた調整　　　　　　ウ　対象者が施設外支援を行うために必要な支援（作業指導等）　　　　　　エ　施設外就労についてのノウハウの蓄積及び提供　　　　　　オ　施設外就労先の企業や対象者の家族との連携・事業の円滑実施に向けて、関係機関との連携に努める（労働局、地域障害者職業センター職安等） | 適　・　否　・　該当なし１．算定状況ア　就労継続支援Ａ型サービス費（Ⅰ）(1) 利用定員が20人以下□　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【791単位】　□　評価点が150点以上170点未満　　　　　【733単位】□　評価点が130点以上150点未満　　　　　【701単位】　□　評価点が105点以上130点未満　　　　　【666単位】□　評価点が80点以上105点未満　　　 　【533単位】□　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【419単位】　□　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【325単位】　(2) 利用定員が21人以上40人以下□　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【710単位】　□　評価点が150点以上170点未満　　　　　【656単位】□　評価点が130点以上150点未満　　　　　【626単位】　□　評価点が105点以上130点未満　　　　　【594単位】□　評価点が80点以上105点未満　　　 　【474単位】□　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【373単位】　□　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【288単位】　(3) 利用定員が41人以上60人以下　□　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【672単位】　□　評価点が150点以上170点未満　　　　　【619単位】□　評価点が130点以上150点未満　　　　　【590単位】　□　評価点が105点以上130点未満　　　　　【558単位】□　評価点が80点以上105点未満　　　 　【445単位】□　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【350単位】　□　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【271単位】　(4) 利用定員が61人以上80人以下□　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【660単位】　□　評価点が150点以上170点未満　　　　　【609単位】□　評価点が130点以上150点未満　　　　　【580単位】　□　評価点が105点以上130点未満　　　　　【547単位】□　評価点が80点以上105点未満　　　 　【438単位】□　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【344単位】　□　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【266単位】　(5) 利用定員が81人以上□　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【641単位】　□　評価点が150点以上170点未満　　　　　【588単位】□　評価点が130点以上150点未満　　　　　【559単位】　□　評価点が105点以上130点未満　　　　　【529単位】□　評価点が80点以上105点未満　　　 　【422単位】□　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【333単位】　□　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【258単位】イ　就労継続支援Ａ型サービス費（Ⅱ）(1) 利用定員が20人以下□　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【727単位】　□　評価点が150点以上170点未満　　　　　【671単位】□　評価点が130点以上150点未満　　　　　【641単位】　□　評価点が105点以上130点未満　　　　　【608単位】□　評価点が80点以上105点未満　　　 　【486単位】□　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【382単位】　□　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【296単位】(2) 利用定員が21人以上40人以下□　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【655単位】　□　評価点が150点以上170点未満　　　　　【604単位】□　評価点が130点以上150点未満　　　　　【574単位】　□　評価点が105点以上130点未満　　　　　【543単位】□　評価点が80点以上105点未満　　　 　【432単位】□　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【341単位】　□　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【264単位】 (3) 利用定員が41人以上60人以下□　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【613単位】　□　評価点が150点以上170点未満　　　　　【563単位】□　評価点が130点以上150点未満　　　　　【535単位】　□　評価点が105点以上130点未満　　　　　【505単位】□　評価点が80点以上105点未満　　　 　【403単位】□　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【318単位】　□　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【246単位】(4) 利用定員が61人以上80人以下□　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【602単位】　□　評価点が150点以上170点未満　　　　　【552単位】□　評価点が130点以上150点未満　　　　　【524単位】　□　評価点が105点以上130点未満　　　　　【495単位】□　評価点が80点以上105点未満　　　 　【394単位】□　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【311単位】　□　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【241単位】(5) 利用定員が81人以上□　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【583単位】　□　評価点が150点以上170点未満　　　　　【534単位】□　評価点が130点以上150点未満　　　　　【507単位】　□　評価点が105点以上130点未満　　　　　【478単位】□　評価点が80点以上105点未満　　　 　【381単位】□　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【301単位】　□　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【232単位】　 | 報酬告示別表第13の1の注１報酬告示別表第13の1の注2 報酬告示別表第13の1の注3 報酬告示別表第13の1の注3の2報酬告示別表第13の1注4(1)報酬告示別表第13の1注4(1)報酬告示別表第13の1注4(2)報酬告示別表第13の1注4(3)報酬告示別表第13の1注5報酬告示別表第13の1注6報酬告示別表第13の1注7報酬告示別表第13の1注8報酬告示別表第13の1注9 |
| ３　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算【関係書類】体制等状況一覧表当初加算の届出書等 | 　視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害がある者（視覚障害者等）である利用者の数及び視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する。従業者を配置について、次の条件に該当しているものとして、市長に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等において指定就労継続支援Ａ型を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。ア　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）　　就労継続支援Ａ型サービス費（Ⅰ）については、視覚障害者等である指定就労継続支援Ａ型等の利用者の数 (重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定就労継続支援A型等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、第2の1又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援Ａ型の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。イ　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）就労継続支援Ａ型サービス費（Ⅱ）については、視覚障害者である指定就労継続支援Ａ型の利用者の数が当該指定就労継続支援Ａ型の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、第２の１又は指定障害者支援施設基準付則第３条第１項第５号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援Ａ型の利用者を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。。 | 　適　・　否　・　該当なし算定状況□ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）　【51単位】□ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）　【41単位】 | 報酬告示別表第13の2の注1報酬告示別表第13の2の注2 |
| 4　高次脳機能障害者支援体制加算【関係書類】体制等状況一覧表当初加算の届出書等 | 平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の三十五に定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該利用者の数が当該指定就労継続支援A型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十三のロに定める基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を50で除して得た数以上なされていれば満たされる。 | 適　・　否　・　該当なし算定状況□ 高次脳機能障害者支援体制加算　【41単位】 | 報酬告示別表第13の2の2の注 |
| 5　就労移行支援体制加算【関係書類】体制等状況一覧表当初加算の届出書等 | （１）就労移行支援体制加算（Ⅰ）については、就労継続支援A型サービス費（Ⅰ）が算定されている指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型事業所等における指定就労継続支援Ａ型等を受けた後就労（指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又上のための支援を一時的に必要とするは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向ものが、当該指定した者）（過去３年間において、当該指定就労継続支援Ａ型事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この３において「就労定着者」という。）が前年度において１人労を継続している期間が６月に達した者（以下この３に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。て「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型等の行った日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。（２）就労移行支援体制加算（Ⅱ）については、就労継続支援A型サービス費（Ⅱ）を算定している指定就労継続支援A型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型等の行った日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。 | 　適　・　否　・　該当なし算定状況ア　就労移行支援体制加算(Ⅰ)(1)利用定員が20人以下□　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【93単位】　□　評価点が150点以上170点未満　　　　　【87単位】□　評価点が130点以上150点未満　　　　　【80単位】　□　評価点が105点以上130点未満　　　　　【73単位】□　評価点が80点以上105点未満　　　 　【65単位】□　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【57単位】　□　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【50単位】(2)利用定員が21人以上40人以下□　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【49単位】　□　評価点が150点以上170点未満　　　　　【45単位】□　評価点が130点以上150点未満　　　　　【41単位】　□　評価点が105点以上130点未満　　　　　【37単位】□　評価点が80点以上105点未満　　　 　【32単位】□　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【27単位】　□　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【23単位】(3)利用定員が41人以上60人以下□　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【35単位】　□　評価点が150点以上170点未満　　　　　【32単位】□　評価点が130点以上150点未満　　　　　【28単位】　□　評価点が105点以上130点未満　　　　　【25単位】□　評価点が80点以上105点未満　　　 　【21単位】□　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【17単位】　□　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【14単位】(4)利用定員が61人以上80人以下□　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【27単位】　□　評価点が150点以上170点未満　　　　　【25単位】□　評価点が130点以上150点未満　　　　　【21単位】　□　評価点が105点以上130点未満　　　　　【19単位】□　評価点が80点以上105点未満　　　 　【16単位】□　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【13単位】　□　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【10単位】(5)利用定員が81人以上□　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【22単位】　□　評価点が150点以上170点未満　　　　　【20単位】□　評価点が130点以上150点未満　　　　　【17単位】　□　評価点が105点以上130点未満　　　　　【16単位】□　評価点が80点以上105点未満　　　 　【13単位】□　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【11単位】　□　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【 8単位】イ　就労移行支援体制加算(Ⅱ)　(1)利用定員が20人以下□　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【90単位】　□　評価点が150点以上170点未満　　　　　【84単位】□　評価点が130点以上150点未満　　　　　【77単位】　□　評価点が105点以上130点未満　　　　　【70単位】□　評価点が80点以上105点未満　　　 　【62単位】□　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【54単位】　□　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【47単位】(2)利用定員が21人以上40人以下□　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【48単位】　□　評価点が150点以上170点未満　　　　　【44単位】□　評価点が130点以上150点未満　　　　　【40単位】　□　評価点が105点以上130点未満　　　　　【36単位】□　評価点が80点以上105点未満　　　 　【31単位】□　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【26単位】　□　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【22単位】(3)利用定員が41人以上60人以下□　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【34単位】　□　評価点が150点以上170点未満　　　　　【31単位】□　評価点が130点以上150点未満　　　　　【27単位】　□　評価点が105点以上130点未満　　　　　【24単位】□　評価点が80点以上105点未満　　　 　【20単位】□　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【16単位】　□　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【13単位】(4)利用定員が61人以上80人以下□　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【27単位】　□　評価点が150点以上170点未満　　　　　【25単位】□　評価点が130点以上150点未満　　　　　【21単位】　□　評価点が105点以上130点未満　　　　　【19単位】□　評価点が80点以上105点未満　　　 　【16単位】□　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【13単位】　□　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【10単位】(5)利用定員が81人以上□　評価点が170点以上　　　　　　　　　　【21単位】　□　評価点が150点以上170点未満　　　　　【19単位】□　評価点が130点以上150点未満　　　　　【16単位】　□　評価点が105点以上130点未満　　　　　【15単位】□　評価点が80点以上105点未満　　　 　【12単位】□　評価点が60点以上80点未満　 　　　　【10単位】　□　評価点が60点未満　　　　　　　　 　　【 7単位】 | 報酬告示別表第13の3の注１報酬告示別表第13の3の注2 |
| 6　就労移行連携加算【関係書類】体制等状況一覧表当初加算の届出書等 | 就労継続支援Ａ型等を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者（通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労継続支援Ａ型等を受けたものを除く。）が１人以上いる指定就労継続支援Ａ型事業所等において、当該指定就労継続支援Ａ型等を行った日の属する年度において、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、当該就労移行支援に係る指定就労移行支援事業者等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の申請を行うに当たり、当該申請に係る指定特定相談支援事業者に対して、当該指定就労継続支援Ａ型等の利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、当該指定就労継続支援Ａ型等の利用を終了した月について、１回に限り、所定単位数を加算しているか。 | 　適　・　否　・　該当なし* 就労移行連6携加算　　【1000単位】
 | 報酬告示別表第13の3の2の注 |
| 7　初期加算【関係書類】体制等状況一覧表当初加算の届出書等 | 　指定就労継続支援Ａ型事業所において指定就労継続支援Ａ型を行った場合に、当該指定就労継続支援Ａ型の利用開始日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 　適　・　否　・　該当なし* 初期加算　【30単位】
 | 報酬告示別表第13の4の注 |
| 8　訪問支援特別加算【関係書類】体制等状況一覧表当初加算の届出書等 | 指定就労継続支援Ａ型事業所等において継続して指定就労継続支援Ａ型等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定就労継続支援Ａ型等の利用がなかった場合において、第2の1又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により指定就労継続支援Ａ型事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者（就労継続支援A型従業者）が、就労継続支援Ａ型計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定就労継続支援Ａ型事業所等における指定就労継続支援Ａ型等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、就労継続支援Ａ型計画等に位置付けられた内容の指定就労継続支援Ａ型等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。 | 適　・　否　・　該当なし算定状況　□　所要時間1時間未満の場合　　【187単位】　□　所要時間1時間以上の場合　　【280単位】 | 報酬告示別表第13の5の注 |
| 9　利用者負担上限額管理加算【関係書類】体制等状況一覧表当初加算の届出書等 | 　指定就労継続支援Ａ型事業者等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。　 | 　適　・　否　・　該当なし* 利用者負担上限額管理加算　【150単位】
 | 報酬告示別表第13の6の注 |
| 10食事提供体制加算【関係書類】体制等状況一覧表当初加算の届出書等 | 　低所得者等であって就労継続支援A型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設に入所する者を除く。)又は低所得者等である基準該当就労継続支援A型の利用者に対して、指定就労継続支援A型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援A型事業所等又は基準該当就労継続支援A型事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定就労継続支援A型事業所等及び基準該当就労継続支援A型事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。(1)　当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。(2)　食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。(3)　利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。 | 　適　・　否　・　該当なし* 食事提供体制加算　【30単位】
 | 報酬告示別表第13の7の注 |
| 11福祉専門職員配置等加算【関係書類】体制等状況一覧表当初加算の届出書等 | （１）福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については、第2の1の（1）又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により置くべき職業指導員又は生活支援員（職業指導員等）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。（２）福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、（1）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。（３）福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（2）の福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。①　職業指導員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。②　職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。 | 　適　・　否　・　該当なし算定状況　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）　【15単位】　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）　【10単位】　□　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）　【 6単位】 | 報酬告示別表第13の8の注1報酬告示別表第13の8の注2報酬告示別表第13の8の注3 |
| 12欠席時対応加算【関係書類】体制等状況一覧表当初加算の届出書等 | 　 指定就労継続支援Ａ型事業所等において指定就労継続支援Ａ型等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定就労継続支援Ａ型等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、就労継続支援Ａ型従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。　 | 　適　・　否　・　該当なし* 欠席時対応加算　【94単位】

相談援助等の記録の有無　　　有　・　無 | 報酬告示別表第13の9の注 |
| 13　医療連携体制加算【関係書類】【関係書類】体制等状況一覧表当初加算の届出書等 | （１）医療連携体制加算（Ⅰ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援Ａ型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか喀痰吸引等が必要な者に対して認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行った場合に該当ただし、医療連携体制加算（Ⅰ）から医療連携体制加算（Ⅳ）までのいずれかを算定している利用者については算定しない。（２）医療連携体制加算（Ⅱ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援Ａ型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。（３）医療連携体制加算（Ⅲ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援Ａ型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。（４）医療連携体制加算（Ⅳ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援Ａ型事業所等に訪問させ、当該看護職員が平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第5の7に該当する者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし（1）から（3）までのいずれかを算定している利用者については、算定していないか。（５）医療連携体制加算（Ⅴ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援Ａ型事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。（６）医療連携体制加算（Ⅵ）については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし（1）から（4）までのいずれかを算定している利用者については、算定していないか。 | 　適　・　否　・　該当なし算定状況　ア　□　医療連携体制加算（Ⅰ）　　　　　　　　【 32単位】　イ　□　医療連携体制加算（Ⅱ）　　　　　　　　【 63単位】　ウ　□　医療連携体制加算（Ⅲ）　　　　　　　　【125単位】　エ　　　医療連携体制加算（Ⅳ）　□　看護を受けた利用者が１人　　　　　　　【800単位】　　　□　看護を受けた利用者が２人　　　　　　　【500単位】　　　□　看護を受けた利用者が３人以上８人以下　【400単位】オ　□　医療連携体制加算（Ⅴ）　　　　　　　　【500単位】　カ　□　医療連携体制加算（Ⅵ）　　　　　　　　【100単位】　 | 報酬告示別表第13の10の注1報酬告示別表第13の10の注2報酬告示別表第13の10の注3報酬告示別表第13の10の注4報酬告示別表第13の10の注5報酬告示別表第13の10の注6 |
| 14　重度者支援体制【関係書類】体制等状況一覧表当初加算の届出書等 | （１）重度者支援体制加算（Ⅰ）については、指定就労継続支援Ａ型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級（国民年金法（昭和34年法律第131号）に基づく障害基礎年金1級をいう。以下同じ。）を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援Ａ型等の利用者の数の100分の50であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。（２）重度者支援体制加算（Ⅱ）については、就労継続支援Ａ型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援Ａ型等の利用者の数の100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、（1）の重度者支援体制加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。 | 　適　・　否　・　該当なし算定状況ア　重度者支援体制加算（Ⅰ）　□　利用定員が20人以下　　　　　 　【56単位】　□　利用定員が21人以上40人以下　 　【50単位】　□　利用定員が41人以上60人以下　 　【47単位】　□　利用定員が61人以上80人以下　 　【46単位】　□　利用定員が81人以上 　 【45単位】イ　重度者支援体制加算（Ⅱ）　□　利用定員が20人以下　　　　　 　【28単位】　□　利用定員が21人以上40人以下　　 【25単位】　□　利用定員が41人以上60人以下　　 【24単位】　□　利用定員が61人以上80人以下　 　【23単位】　□　利用定員が81人以上 　 【22単位】 | 報酬告示別表第13の11の注1報酬告示別表第13の11の注2 |
| 15　賃金向上達成指導員配置加算【関係書類】体制等状況一覧表当初加算の届出書等 | 第2の1に定める人員配置に加え、賃金向上達成指導員(生産活動収入を増やすための販路拡大、商品開発、労働時間の増加その他の賃金向上を図るための取組に係る計画(賃金向上計画)を作成し、当該賃金向上計画に掲げた内容の達成に向けて積極的に取り組むための指導員をいう。以下同じ。)を、常勤換算方法で1以上配置し、かつ、就労継続支援A型事業所と雇用契約を締結している利用者のキャリアアップ（職務経験、職業訓練又は教育訓練の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の改善が図られることをいう。）を図るための措置を講じているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。　 | 　適　・　否　・　該当なし算定状況　□　利用定員が20人以下の場合 　　　 　【70単位】　□　利用定員が21人以上40人以下の場合 【43単位】　□　利用定員が41人以上60人以下の場合 【26単位】　□　利用定員が61人以上80人以下の場合 【19単位】　□　利用定員が81人以上の場合 　　　 　【15単位】 | 報酬告示別表第13の12の注 |
| 16　送迎加算【関係書類】体制等状況一覧表当初加算の届出書等 | （１）平成24年厚生労働省告示第268号「厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎」の四に定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。)において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労継続支援Ａ型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。週３回以上の送迎を行っている。（２）平成24年厚生労働省告示第268号「厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎」の四に定める送迎を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。 | （１）適　・　否　・　該当なし②算定状況　□　送迎加算（Ⅰ）　　　【片道21単位】　□　送迎加算（Ⅱ）　　　【片道10単位】 | 報酬告示別表第13の13の注1報酬告示別表第13の13の注2 |
| 17　障害福祉サービスの体験利用支援加算【関係書類】体制等状況一覧表当初加算の届出書等 | （１）障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）及び障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）については、指定障害者支援施設等において指定就労継続支援Ａ型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算しているか。①　体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合②　障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合（２）障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）については、体験的な利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定しているか。（３）障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）については、体験的な利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定しているか。（４）障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）又は障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）が算定されている指定障害者支援施設等が、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の五の二のロに定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。 | （１）適　・　否　・　該当なし算定状況　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）　【500単位】　□　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）　【250単位】（２）適　・　否　・　該当なし（３）適　・　否　・　該当なし（４）適　・　否　・　該当なし【追加50単位】 | 報酬告示別表第13の14の注1報酬告示別表第13の14の注2報酬告示別表第13の14の注3報酬告示別表第13の14の注4 |
| 18　在宅時生活支援サービス加算【関係書類】体制等状況一覧表当初加算の届出書等 | 　指定就労継続支援Ａ型事業所等が、居宅において支援を受けることを希望する者であって、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。　 | 　適　・　否　・　該当なし* 在宅時生活支援サービス加算　【300単位】
 | 報酬告示別表第13の14の2の注 |
| 19　社会生活支援特別加算【関係書類】体制等状況一覧表当初加算の届出書等 | 　平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の五の二のハに定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の九に定める者に対して、特別な支援に対応した就労継続支援A型計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算しているか。　 | 　適　・　否　・　該当なし□　社会生活支援特別加算　【480単位】 | 報酬告示別表第13の14の3の注 |
| 20　緊急時受入加算【関係書類】体制等状況一覧表当初加算の届出書等 | 平成18年厚生労働省告示551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十三のホに定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、１日につき所定単位数を加算しているか。 | 適　・　否　・　該当なし□　緊急時受入加算　【100単位】 | 報酬告示別表第13の14の4の注 |
| 21　集中的支援加算【関係書類】体制等状況一覧表当初加算の届出書等　 | 障害支援区分認定調査の行動関連項目の合計点数が10点以上の強度行動障害を有する者の状態が悪化した場合において、広域的人材を指定就労継続支援Ａ型事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、広域的支援人材が中心となって行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算しているか。 | 適　・　否　・　該当なし□　集中的支援加算　【1000単位】 | 報酬告示別表第13の14の5の注 |
| 22　福祉・介護職員処遇改善加算【関係書類】体制等状況一覧表当初加算の届出書等 | 【令和６年５月３１日まで算定】平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の三十六に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。23及び24において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。（１）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　2から21までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の65に相当する単位数）（２）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　2から21までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の47に相当する単位数)（３）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　2から21までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数） | （１）適　・　否　・　該当なし算定状況□　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）□　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）□　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） | 報酬告示別表第13の15の注 |
| 23　福祉・介護職員等特定処遇改善加算【関係書類】体制等状況一覧表当初加算の届出書等　 | 【令和６年５月３１日まで算定】平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の三十六に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続Ａ型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続Ａ型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を算定しているか。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定していないか。① 　福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)　2から21までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては1000分の18に相当する単位数）② 　福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)　2から21までにより算定した単位数の1000分の4に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては1000分の18に相当する単位数） | 適　・　否　・　該当なし算定状況□　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）□　福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）単位数（サービス別基本単位数＋各種加減算単位数）×サービス別加算率 | 報酬告示別表第13の16の注 |
| 24　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算【関係書類】体制等状況一覧表当初加算の届出書等 | 【令和６年５月３１日まで算定】平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の三の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合は、２から21までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を令和６年５月３１日までの間、所定単位数に加算しているか。 | 適　・　否　・　該当なし | 報酬告示別表第13の17の注 |
| 25　福祉・介護職員等処遇改善加算【関係書類】体制等状況一覧表当初加算の届出書等 | 【令和６年６月１日以降算定】福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）　（１）平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の三十六に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ２から21までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の105に相当する単位数）ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) ２から21までにより算定した単位数の1000分の94に相当する単位数ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) ２から21までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の87に相当する単位数）ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) ２から21までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数）【令和６年６月１日から令和７年３月３１日まで算定】（２）令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 ⑴ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴ ２から21までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の92に相当する単位数）⑵ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵ ２から21までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の87に相当する単位数）⑶ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑶ ２から21までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数⑷ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑷ ２から21までより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数⑸ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸ ２から21までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の74に相当する単位数）⑹ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑹ ２から21までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数⑺ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺ ２から21までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の66に相当する単位数）⑻ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻ ２から21までにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の74に相当する単位数）⑼ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼ ２から21までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数⑽ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽ ２から21までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の53に相当する単位数）⑾ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾ ２から21までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の56に相当する単位数）⑿ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿ ２から21までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数⒀ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀ ２から21までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の48に相当する単位数）⒁ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁ ２から21までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の35に相当する単位数） | （１）適　・　否算定状況□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） （２）適　・　否算定状況□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(１)□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(２)□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(３)□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(４)□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(５)□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(６)□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(７)□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(８)□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(９)□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(10)□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(11)□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(12)□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(13)□ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(14) | 報酬告示別表第13の18の注 |